浅内小学校いじめ防止基本方針

能代市立浅内小学校 平成26年4月策定 令和6年4月改訂

- 1 基本方針と基本的な考え方
- (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめを以下のように定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等 と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネ ットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛 を感じているものをいう。

- (2) いじめの防止について (未然防止のための取組等)
 - ① 校内ルールの徹底による「規範意識の醸成」・・・・
 - ② すべての児童が授業で活躍し、学力を向上させるための「授業改善」・・・(学力)
 - ③ 他の児童や大人との関わり合いを通した「居場所づくり」「絆づくり」・・・(自己有用感)
- (3) いじめの早期発見について(兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)
 - ① 小規模校のよさをいかした、全職員による全校児童の見守り体制の構築
 - ② 日常の観察と職員打合せにおける報告・情報交換、情報共有
 - ③ 学校生活アンケートの実施による状況把握
 - ④ 保護者面談の実施
 - ⑤ 家庭、地域、関係機関等の連携
- (4) いじめに対する措置について(発見したいじめに対する対処)
 - ① 事実関係の確認 (調査組織の設置、調査の実施)
 - ② 問題の解消を図るための指導、経過観察
 - ③ 保護者への情報提供、説明
 - ④ 関係機関等への相談・報告

※重大事態対応フロー図



重大事態の発生 1 学校の設置者が調査の主体を判断 学校を調査主体とした場合 学校の設置者が主体となる場合 ○学校の下に調査組織を設置 ○設置者の指示の下、資料の提出

- - ・第三者、専門家を加える。 など、調査に協力
- ○事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・可能な限り網羅的に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・事実にしつかり向き合い、先行調査の資料も再分析する。
- ○いじめを受けた児童と保護者に、情報を適切に提供
- ○調査結果を学校の設置者に報告
- ○調査結果を踏まえた必要な措置
- 2 いじめの防止等のための具体的な取組
- (1) 児童への挨拶、声掛け、励まし、称賛、対話及び授業や行事等を通したバランスのよい集団指 導と個別指導の推進
- (2) 全ての児童が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組の支援
- (3) 職員間の情報交換を密にしながら、積極的にいじめを認知する体制づくりに努める

2 組織と計画

- (1)組織名 さわやか・すこやか委員会 ※生徒指導関係の他事案にも対応する。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、関係学年職員等

(3) 計画

月	行動計画	概要
4月	学校いじめ防止基本方針の提案	・職員会議での周知・協議・共通理解 ・「学校経営計画」への掲載
5月	職員研修の実施	・能代市教委事業「不登校・いじめ防止訪問研修」
6月	学校生活アンケート①の実施 Q-Uテストの実施	・児童アンケートの実施による情報収集
7月 8月	保護者面談の実施 学校評価①	・全世帯の保護者を対象とする面談の実施 ・運営、対応等の見直し
10月 12月 1月 2月	学校生活アンケート②の実施 保護者面談の実施 学校評価② 基本方針の修正	・児童アンケートの実施による情報収集 ・保護者(希望者のみ)を対象とする面談の実施 ・運営、対応、基本方針等の見直し

<参考資料>

- ・能代市いじめ防止基本方針(能代市教育委員会)
 - ・秋田県いじめ防止等のための基本方針 (秋田県教育委員会)
 - ・「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A (国立教育政策研究所)
 - ·生徒指導提要 改訂版(文部科学省)